臭気判定士免状交付申請要領

（新規免状申請）

1. 免状交付申請

臭気判定免状（以下「免状」という。）は、臭気判定士試験および嗅覚検査に合格した方に交付します（悪臭防止法施行規則第 12 条）。免状の交付を希望される方は、この要領に従い、必要書類を公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「当協会」という。）宛てにご提出ください（同施行規則第 13 条）。

(1) 免状の有効期間

免状の有効期間は、交付日より 5 年間です。

(2) 免状の申請書類

つぎの申請書類一式を、簡易書留と同等以上の追跡ができる方法で当協会宛てにご提出ください。

① 臭気判定士免状申請書（様式第 2 号）
② 臭気判定士試験合格証書
③ 嗅覚検査合格証書（申請書を提出する日の前 1 年以内のもの）
④ 申請手数料を納付したことを証する領収書等のコピー（Web 振込日時の画面印刷も可）
⑤ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（役所等から取得したもののまま）
（住民票の場合はつぎの項目に注意してください。）

※1 マイナンバーおよび住民基本台帳番号は記載しないでください。（記載ある場合は再提出となります。）

なお、臭気判定士試験合格後に氏名に変更がある場合は、臭気判定士免状書換え申請書（様式第 5 号）を提出してください。

※2 氏名に変更があり、旧姓表記での免状交付を希望する方は、臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式 2）となります。

2. 免状申請書の添付書類

(1) 臭気判定士試験合格証書

当協会が発行した臭気判定士試験合格証書。有効期限はありません。

なお、令和 8 年度の臭気判定士試験より、臭気判定士試験合格証書は電子化されることとなりました。免状申請の際は、印刷してご提出ください(合格証書は A5 サイズで交付されます)。なお、臭気判定士試験合格証書に記載の臭気判定士試験合格証書番号は 1 度使用すると、以後、使用することはできません。令和 7 年度までの臭気判定士試験に合格し、免状の交付を申請されていない方については、試験合格時に当協会が発行した合格証書をご提出ください。

(2) 嗅覚検査合格証書

申請書を提出する日の前 1 年以内に受けたもので、当協会が発行した嗅覚検査合格証書。なお、嗅覚検査は、別添の「嗅覚検査のご案内」を参照してください。

(3) 戸籍謄本・抄本又は住民票の写し

戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは、役所等から取得したもののまま提出してください。提出いただいた戸籍謄本・抄本又は住民票の写しは、申請者ご本人の確認、および免状に記載する事項（氏名・生年月日）の確認に使用します。住民票の写しを提出する場合は、マイナンバーや住民基本台帳番号を省略して取得して下さい。（記載がある場合は再提出していただきます。）なお、令和 8 年 9 月 30 日施行の悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令により、臭気判定士免状及び臭気判定士試験の様式から本籍地の記載欄は削除されています。

(4) 免状交付手数料の納入を証する書類（免状交付手数料　3,500 円（非課税））

指定口座に払込みをした証書のコピーを「臭気判定士免状申請書」の裏面に貼付してくだ

さい。複数人分の手数料を一括して払い込む場合は、払込書に対象者全員の氏名を記入し、写しを各免状申請書の裏面に貼付してください。払込手数料は払込人の負担とします。なお、領収証の発行を希望される方は「領収証発行申請書」と返信用封筒をお送りください。（申請案内　https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/）

払込機関	郵便振替：00160－1－611922 （ゆうちょ銀行　019 支店　当座口座：0611922） 三菱 UFJ 銀行　浅草橋支店　普通口座：0826078 シャ）ニオイ　カオリカンキョウキョウカイ 口座名義：公益社団法人　におい・かおり環境協会

※3　免状申請者には特段のことがなければ受付後 2 週間程度で「臭気判定士免状」が交付（郵送）されます（申請後 3 週間経過しても免状が届かない場合はご連絡ください）。

3. 免状の有効期間・更新等

(1) 免状の有効期限・更新

免状の有効期間は、交付日より 5 年間です。免状の更新手続きは有効期間が満了となる日の 6 月前から申請できます。

(2) 登録内容の変更

免状に記載している内容（氏名）に変更があった場合は、免状の書換えをすることが出来ます。

① 氏名の変更（https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/）

臭気判定士免状書換え申請書（様式第 5 号）、戸籍謄本・抄本又は住民票の写し、手数料（3,000 円）を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで変更することができます。（ただし、更新時に合わせて変更する場合は 3,000 円の納付は必要ありません。）

なお、旧姓表記を希望される場合は、臭気判定士免状登録内容変更申請書（試験事務実施細目様式 2）を提出して下さい。

② 住所・連絡先の変更（https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/）

免状とともに送られる臭気判定士免状交付台帳に加筆訂正するなどして、当協会へご連絡ください。

免状の有効期間が満了となる日の 6 か月前ごろに、免状更新申請手続き等のご案内を郵送いたします。連絡先が変更になった場合は、必ず当協会までお知らせください。

③ 再発行（https://orea.or.jp/hanteishi/shinseisho/）

免状を紛失、破損した場合は、臭気判定士免状再交付申請書（様式 4 号）と、手数料（3,000 円）を納付したことを証する領収書等の写しを提出することで再発行できます。

4. 名簿記載の可否

国、地方自治体から実情調査を目的として、当協会が免状申請書の記載を基に「臭気判定士名簿」（掲載項目：免状番号、氏名、住所、連絡先）の提出を求められることがあります。名簿への掲載可否を申請書にご記入ください。

公益社団法人　におい・かおり環境協会
〒160-0008　東京都新宿区四谷三栄町 6-6　四谷 MS ビル 4 階
TEL：03-6233-9011　　E-mail：jaoe@orea.or.jp

（各種申請書類は当協会ホームページに掲載（PDF）しています。）　2026.10.15